

マイナンバー制度における情報連携により、申請書へ個人番号（マイナンバー）等の記載及び「個人番号（マイナンバー）確認書類の提示」を行うことで、一部の添付書類（課税証明書、医療保険の資格確認書類）の提出が省略可能となります。

マイナンバーを用いて申請時の添付書類の一部（課税証明書、医療保険の資格情報が確認できる資料）の省略を希望される方は、下記(1)、(2)及び申請のご案内を確認のうえ、申請をお願いします。

ただし、情報連携により資格情報等を確認できない場合には、改めて添付書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

※ マイナンバーの利用については、任意です。



(1) 肝炎治療受給者証（新規・更新）交付申請書（様式1）へ以下の①～④を記載

- ① 申請書（表）に申請者のマイナンバー（これまでにマイナンバー提供済みの方は「 提供済みの個人番号と同じ」欄にチェック）
- ② 申請書（表）の「情報連携する」欄にチェック
- ③ 申請書（裏）の「世帯員調査書」に申請者及び住民票上の世帯員のマイナンバー等
- ④ ③の対象者について申請書（裏）の「地方税関係情報の照会に係る同意署名欄」への署名（※ 同意する者自らが署名）（15歳以下は代筆可）

(2) マイナンバー確認書類及び身元確認書類を提示

※ 世帯員のマイナンバーについては、窓口で番号の確認を行いませんので、記載にあたってはお間違いのないようご注意ください。

※ これまでにマイナンバー提供済みの方は提示不要です。

裏面の表で必要な書類を確認のうえ、申請の手続きを行ってください。

個人番号（マイナンバー）の確認書類チェックリスト

申請者本人が手続きする場合 ※郵送の場合は①②のコピーを同封してください。

②	申請者本人の 身元確認書類 (アからウの いずれか)	ア	<input type="checkbox"/>	・個人番号カード（顔写真付）	・個人番号の記載のある住民票
		イ 1点 顔写真付	<input type="checkbox"/>	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 等
		ウ 2点	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証	・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・市町村民税課税（非課税）証明書 ・肝炎治療受給者証 ・住民票 等

申請者の代理人が手続きする場合 ※郵送の場合②は原本、①③はコピーを同封してください。

③	代理人の 身元確認書類 (エ、オの いずれか)	エ 1点 顔写真付	<input type="checkbox"/>	・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・特別永住者証明書	・パスポート ・療育手帳 ・在留カード ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 等
		オ 2点	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	・介護保険被保険者証 ・児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書	・年金手帳 ・納税証明書 ・源泉徴収票 ・市町村民税課税（非課税）証明書 ・住民票 等
		②	<input type="checkbox"/>	【任意代理人】（申請者の家族、ケアマネージャー等が来庁する場合） ・個人番号の提供に関する委任状 【法定代理人】 申請者が未成年の場合の親権者、申請者の成年後見人 ・家庭裁判所の選任通知 ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票（続柄記載）等	

【患者本人が18歳未満の場合】

申請者は保護者となります。したがって申請者である保護者が来庁する場合、委任状は不要です。

ただし、申請者と異なる保護者が来庁する場合（例：申請者が父で来庁者が母の場合）は委任状が必要です。

※DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、マイナンバー制度における情報連携の実施時に、所在地の特定につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、保健所窓口へお申し出ください。